

## 国内クレジット制度の一層の信頼性確保に向けた取組について

第11回国内クレジット認証委員会において、国内クレジット制度の一層の信頼性確保に向けた取組のためにソフト支援事業実施機関、審査機関・審査員等における対応方針について必要な検討を行うこととされた（別添参照）。これを受け、ソフト支援事業実施機関においてはその事業実施にあたっては以下の通り、具体的な対応を取ることとされた。また、第9回国内クレジット審査協議会（平成22年5月12日開催）においても、今後、実施可能かつ効果的な取組を行う自主ルール整備の検討を行うことが確認された。

### <平成22年度ソフト支援事業の実施細則（抜粋）>

#### 4. 予算執行上の留意事項

##### (2) 国内クレジット制度の一層の信頼性確保に向けた取組

重大な法令違反やその疑義があるなど、社会的に理解が得られ難い事業活動実績が認められる事業者等（以下、便宜的に「法令違反事業者」という。）による国内クレジット制度の利用は、中小企業等の排出削減を進め、我が国全体の排出削減に繋げるという同制度の趣旨からは勿論、社会通念上や同制度の信頼性の確保という観点からも認め難い。法令違反事業者による同制度の利用を水際で排除するという点において、ソフト支援実施機関の果たすべき役割は甚大であることから、**ソフト支援実施機関はソフト支援事業を実施するうえで、上記趣旨を十分に踏まえることとする。**

具体的には、**個別の企業等に対して、ソフト支援事業上のいずれかの支援を初めて実施する前に、当該企業等のホームページの閲覧、当該企業名でインターネット検索を実施し当該企業等の事業活動内容やビジネスモデル、過去の法令違反に基づく処分歴や何らかの風評等が出回っていないか等を確認することで、重大な法令違反やその疑義がある可能性の有無を個別に判断する**（なお、**消費者庁**（<http://www.caa.go.jp/index.html>））、**当該企業等の存在する地方自治体（都道府県、市町村）、当該企業等の実施する事業を所管する官庁のホームページにおける検索は必須とする**）。特段の情報を確認できなければソフト支援を開始しても良いが、重大な法令違反やその疑義があると判断しうる情報を確認した場合及び、何らかの情報に基づく判断に迷う場合は、**迅速に経済産業省に個別に連絡すること**（他のソフト支援事業者等との情報共有の必要性が発生する可能性に鑑み、これらに該当する場合は**全件について経済産業省に連絡すること**）。この場合、**経済産業省との協議が終わらない限り、当該企業等にかかるソフト支援実施は一切行わないこと**。

なお、上記の事前対応の**対象は、排出削減事業者、排出削減事業共同実施者、その他関連事業者とする。**

## 国内クレジット制度の一層の信頼性確保に向けた取組の検討の必要性について

### 1 問題の所在

重大な法令違反など社会的に理解が得られない事業活動実績が認められる事業者による国内クレジット制度の利用は、中小企業等の排出削減を進め、我が国全体の排出削減につなげるという本制度の趣旨からはもちろん、社会通念上や制度の信頼性の確保という観点からも認めがたいところであるが、こうした事業者を排除する仕組みについて、これまで明示的に議論はしていない状況である。

排出削減事業の増加とともに予想されうるこうした事業者からの申請などの事態に対応できる仕組みを検討する必要がある。

### 2 関係機関

国内クレジット制度を利用する事業者が関係する機関は以下のとおりであり、各段階での対応事項を役割に応じて決める必要がある。

- ① ソフト支援実施機関…事業計画等の書類作成、審査・確認費用の支援
- ② 審査機関・審査員…事業計画の審査、実績報告の確認
- ③ 国内クレジット認証委員会…事業計画の承認、国内クレジットの認証

### 3 制度として対応の全体方針（考え方）

#### ①ソフト支援実施機関（制度の入り口段階での対応）

国内クレジット制度の利用は、入り口段階では、ソフト支援機関の利用により生じることが多いため（公費による一連の手続・費用の支援制度であり利用はそもそも任意）、来年度経産省が行う委託契約において、重大な法令違反など社会的に理解が得られない事業活動実績が認められる事業者を支援対象外とする措置を検討する。

#### ②審査機関・審査員（審査段階での対応）

重大な法令違反など社会的に理解が得られない事業活動実績が認められる事業者を審査段階で把握し、把握した場合の対応の在り方について、国内クレジット審査協議会において、その自主ルール化に向けた検討を行う。

#### ③国内クレジット認証委員会（承認段階等での対応）

上記①、②以外で、制度全体の信頼性の向上に資する取組の検討を行う。

（参考）マネジメントシステム規格認証制度における取組

- ・ マネジメントシステム認証取得企業の不祥事が発生し制度の信頼性が問題視される事態となったことによりガイドラインが作成され、これを受けた審査登録機関協議会、日本適合性認定協会等が対応委員会を設置し、ガイドラインを実行に移すための取組を開始。